

## 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

(滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館)

### 1 指定管理者として指定する法人

公益財団法人 びわ湖芸術文化財団 理事長 山中 隆

### 2 指定の理由

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館の管理運営にかかる平成28年4月1日から平成33年3月31日までの指定管理者としては、公益財団法人びわ湖ホール・公益財団法人滋賀県文化振興事業団共同体を指定しているところであるが、その共同体を構成する2団体が平成29年4月1日付けで組織を再編し、公益財団法人びわ湖ホールと公益財団法人滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門が統合され、公益財団法人びわ湖芸術文化財団となる。

このことにより当該施設の指定管理業務の内容に変更はないが、指定管理者が共同体ではなく単独法人となるため、議会の議決を経て、指定管理者の再度の指定を行おうとするものである。

### 3 指定の期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日

#### <参考>組織再編の経過

- 平成27年7月 政策・土木交通常任委員会において、(公財)びわ湖ホールと(公財)滋賀県文化振興事業団を組織再編することを県の方針として説明  
 [(公財)びわ湖ホールと(公財)滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門の統合]
- 平成27年12月 県議会において、2施設を一括管理することとして両財団の共同体を指定管理者として指定する議決(指定の期間:平成28年4月1日から平成33年3月31日)
- 平成28年8~9月 両財団の理事会・評議員会において、定款変更案等を承認・決議
- 平成28年10月 県民生活・土木交通常任委員会において、(公財)びわ湖ホールと(公財)滋賀県文化振興事業団の組織再編について説明
- 平成28年10月 両財団が県に対し事業の変更の認定申請
- 平成28年11月 県から公益認定等委員会へ諮問
- 平成29年1月 公益認定等委員会から県に答申
- 平成29年2月 県が両財団の事業の変更を認定
- 平成29年2月 指定管理者選定委員会への諮問、委員会からの答申
- 平成29年4月 (公財)びわ湖芸術文化財団、(公財)滋賀県希望が丘文化公園として業務開始予定

#### 【組織再編概略図】

